

第6期事業主行動計画(総括)

- 1 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間
- 2 内容
 - 目標1 第5期一般事業主行動計画で挙げた「年間労働時間を2000時間切ることを目指す。」を再度目標とする①
 - 目標2 子供が生まれる際、出産当日を含め特別休暇制度の創設する②
 - 目標3 結婚や出産等で退職した職員が、復職しやすいような制度の創設する③
 - 目標4 第5期同様、令和5年3月までに育児・介護休業、育児短時間勤務などの制度の周知を徹底し、常に、男性職員を含め育児・介護休業の取得を促進し、取得率の3%の継続を目指す。④

<結果>

目標1に関しては、

令和3年4月1日より、年間1985時間30分(38時間11分/1週)を実現済み

目標2に関しては、

出生時育児休業(産後パパ育休)との兼ね合いがあり、調整がつかない為今期実施できず。次期以後整理して実施予定。

目標3に関しては、

復職制度に関しては、現在詳細を詰めているところで、次期以後実施予定

目標4に関しては、

この期間に 男性1名(2ヶ月)
女性6名 の計7名取得。

取得率は、7名/187名(3.7%)で、男性の取得並びに全体の取得率3%超えの維持の継続中。

第7期事業主行動計画

- 1 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間
 - 2 内容
 - 目標1 子供が生まれる際、出生時育児休業(産後パパ育休)を利用しない職員に対して、出産当日を含め特別休暇制度の創設する①
 - 目標2 結婚や出産等で退職した職員が、復職しやすいような制度の創設する②
 - 目標3 法定年休の時効による消滅分の積み立てを実現し、その利用の詳細(子の看護休暇利用等)を定め、ワークライフバランスの充実を図る③
 - 目標4 第6期同様、令和7年3月までに育児・介護休業、育児短時間勤務などの制度の周知を新規採用者に徹底し、常に、男性職員を含め育児・介護休業の取得しやすい体制を構築し、取得率の3%の継続を目指す④
 - 3 実施計画
 - ・令和5年4月～
 - ①特別休暇制度の妥当日数の検討に入る
 - ②復職制度の詳細について検討に入る
 - ③積み立て年休の実施に当たっての詳細の検討
詳細が決まれば職員からの意見を聞く機会を設ける
 - ④新規採用者に対して、育児・介護休暇規定について周知をする
 - ・令和6年4月～
 - ①、②、③の進捗状況の確認並びに継続
 - ④の継続として新規採用者に対して、育児・介護休暇規定について周知を行う
 - ・令和6年10月～
 - ①、②、③の実施に向かい各規定の整備を行う
 - ・令和7年3月
新たに決定した事項について、遅くともこの時期までには各職員に周知する
- ※計画期間内において①、②、③については、実行可能になれば早期実行し、すべての職員に周知を行うものとする